

## 広島市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に規定する低炭素建築物新築等計画の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査機関 業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないものであって、法第53条第1項の低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかの技術的審査を行う次の2号の機関をいう。
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (3) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

### (審査機関の技術的審査)

**第3条** 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に掲げる基準に適合するかどうかについて、審査機関のうち、次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれ当該各号に定める機関により技術的審査を受けることができる。

- (1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸部分に係る申請の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関
- (2) 1棟の建築物全体に係る申請の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

### (所管行政庁が必要と認める図書)

**第4条** 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定による審査機関の技術的審査を受けた場合にあつては、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (2) 住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受けた場合にあつては、同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費等級5に適合している場合に限る。）の写し

(3) その他市長が必要と認める図書又は書類

**(計画の通知等)**

**第5条** 法第54条第3項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知は、通知書（別記第1号様式）に建築確認申請書を添えて行うものとする。

**(軽微な変更該当する旨の申請)**

**第6条** 認定建築主が、省令第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が省令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めるときは、軽微変更該当証明申請書（別記第2号様式）の正本及び副本に、それぞれ省令第41条第1項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて申請しなければならない。

**(軽微な変更該当する旨の書面の交付)**

**第7条** 市長は、前条の申請が省令第44条の軽微な変更該当するときは、軽微変更該当証明書（別記第3号様式）により、認定建築主に交付するものとする。

**(軽微な変更該当しない旨の通知)**

**第8条** 市長は、第6条の申請が省令第44条の軽微な変更該当しないと認めるときは、軽微な変更該当しない旨の通知書（別記第4号様式）により、認定建築主に通知するものとする。

**(軽微な変更該当することを決定することができない旨の通知)**

**第9条** 市長は、第6条の申請が省令第44条の軽微な変更該当することを決定することができないときは、軽微な変更該当することを決定することができない旨の通知書（別記第5号様式）により、認定建築主に通知するものとする。

**(報告の徴収)**

**第10条** 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、工事完了報告書（別記第6号様式）により、認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等の工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

2 認定建築主は、法第56条の規定に基づく報告を求められたときは、速やかに、新築等状況報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

**(申請の取下げ)**

**第11条** 認定申請者は、市長が法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（別記第8号様式）の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

2 市長は、法第54条第3項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の通知を行った場合で前項に規定する取下届の提出があったときは、取下通知書（別記第9号様式）により建築主事に通知しなければならない。

**(計画の取りやめ)**

**第12条** 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめ届（別記第10号様式）の正本及び副本に、認定通知書又は変更認定通知書を添付して、市長に届け出なければならない。

**(認定しない旨の通知)**

**第13条** 市長は、法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の認定をしないときは、認定しない旨の通知書（別記第11号様式）により、認定申請者に通知するものとする。

**(改善命令)**

**第14条** 法第57条に規定する改善命令は、改善命令書（別記第12号様式）により行うものとする。

**(認定の取消し)**

**第15条** 法第58条第1項の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

**(広島市都市計画関係手数料条例に規定する市長が定める書面)**

**第16条** 広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）別表第53号に規定する「市長が定める書面」は、第4条第1項第2号の書類とする。

**(委任規定)**

**第17条** この要綱の実施に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。